

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和6年度及び令和7年度に常滑市（以下「市」という。）が発注する建設工事、設計・測量・建設コンサルタント等業務（以下「工事関係委託」という。）、物品の買入れ又は製造の請負・その他の業務委託の契約（以下「物品・その他委託」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和5年11月17日

常滑市長 伊藤辰矢



1 競争入札に参加できない者

- (1) 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 建設工事にあっては、別表第1に定める発注工事の種類に対応する業種について建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、同法第3条第4項の規定により、許可の更新の申請をしている場合において許可の有効期間満了後もなおその効力を有するとされている者は、この限りでない。
- (3) 建設工事にあっては、建設業法第27条の29に規定する総合評定値の通知（定期受付は審査基準日が令和4年7月1日から令和5年6月30日までのもの（決算期の変更等により審査基準日が上記期間に該当しない場合で、申請時に変更後の審査基準日における総合評定値の通知があるときを除く。）、随時受付は申請日からさかのぼって審査基準日が1年7か月以内にあるもの。）を受けていない者
- (4) 建築設計にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく建築士事務所の、一般測量又は航空写真測量にあっては測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく測量業者の登録を受けていない者
- (5) その他営業に関し、法令の規定により必要とされる許可、登録等を受けていない者
- (6) 入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (7) 市が指定する国税、県税及び市税が未納である者
- (8) 集団的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の関係者を経営に事実上参加させ、不正に財産上の利益を得るために使用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えた者

2 競争入札参加者の資格

- (1) 競争入札に参加できる者
 - ア 建設工事の契約に係る競争入札に参加できる者は、発注工事の種類に対応する許可業種について、入札参加資格審査を受け、入札参加資格を決定された者

のうちから、建設業法第27条の29の規定による総合評定値と常滑市における過去2年度の工事成績評定結果及び指名停止経歴に応じた点数からなる総合点数を勘案し決定する。

イ 工事関係委託、物品・その他委託の契約に係る入札に参加できる者は、入札参加資格審査を受け、入札参加資格を決定された者とする。

(2) 資格の有効期間

入札参加資格決定の日（定時受付は、令和6年4月1日）から令和8年3月31日までとする。ただし、令和8年4月1日以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有する。

3 入札参加資格審査申請書の提出方法

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に定めるところにより、入札参加資格審査申請書を提出しなければならない。

(1) 受付期間

ア 定時受付

令和6年1月4日（木）から令和6年2月15日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時から午後8時まで

イ 隨時受付

令和6年4月1日（月）から令和8年1月30日（金）（「物品・その他委託」については令和8年2月16日（月））まで（日曜日、土曜日、12月29日から翌年の1月3日まで及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（(4)イにおいて「市の休日」という。）を除く。）の午前8時から午後8時まで

(2) 申請方法

建設工事、工事関係委託は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）に、物品・その他委託は、あいち電子調達共同システム（物品等）にアクセスし、申請書フォームに必要事項を入力して送信すること。

ア ドレス（CALS/EC）<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

（物品等）<http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

(3) 別送書類

前号による申請後、建設工事、工事関係委託の申請については市が代表審査自治体に、物品・その他委託の申請については市が共通審査自治体になった場合についてのみ、別表第2の書類を各1部、提出すること。

また、建設工事の申請については直近の経営事項審査結果通知書において、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」及び「雇用保険加入の有無」のいずれかが「無」の場合には、常滑市入札参加資格申請要領（建設工事）で定める書類を提出すること。

別送書類は、鮮明なものである限り複写機による写しでも差し支えないが、入札参加資格申請日において、発行日から3か月以内のものとすること。

(4) 別送書類の提出期日

ア 定時受付

第2号により申請データを送信した日から7日以内必着（ただし、最終到着期限は、令和6年2月22日（木））とする。

イ 随時受付

第2号により申請データを送信した日から7日以内必着とする。

なお、提出期日の最終日が市の休日に当たる場合は、その日以後の最初の平日までに必着とする。

(5) 別送書類の提出方法及び提出先

次の住所へ原則郵送とする。

〒479-8610 常滑市飛香台3丁目3番地の5

常滑市役所総務部財政課 契約・検査チーム

(6) 申請する営業所

申請は、建設工事にあっては建設業法上の主たる営業所で、工事関係委託及び物品・その他委託にあっては本店（本社）で行うこと。なお、建設工事にあっては、契約を締結する営業所において、建設業法第3条の規定による営業所としての設置の許可及びその営業所における業種の許可があること。

4 入札参加資格の決定

入札参加資格申請の申請内容を審査し、入札参加資格の決定を行う。なお、入札参加資格の決定は、あいち電子調達共同システムを通じ審査完了メールをもって申請者に通知する。申請者はあいち電子調達共同システムにログインし審査結果の確認を行うこと。

5 変更等の届出

入札参加資格審査申請書を提出した者は、申請した内容に変更等があったときは、直ちにあいち電子調達共同システムにより変更の手続きを行わなければならない。

ただし、定時受付分の変更申請は令和6年4月1日からとする。

6 資格の取消し等

入札参加資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又はその事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 前各号のいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
- (7) 建設工事にあっては、直近に受けた建設業法第27条の23の規定による経営に

関する客観的事項の審査の基準日から1年7か月を経過することとなったとき。

(8) 入札参加資格審査の申請に関し故意に虚偽の事項を申請したとき。

7 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

この告示に基づき受け付けた申請により競争入札参加資格者として認められた者で、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けたもの（以下「更正手続開始決定者」という。）又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたもの（以下「再生手続開始決定者」という。）は、再度の競争入札参加資格審査の申請を行うことができる。

なお、更正手続開始決定者及び再生手続開始決定者は、再度の競争入札参加資格の認定を受けていないときは、競争入札に参加できない場合がある。

8 その他

- (1) 市は、入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。
- (2) 第1項第7号に規定する市が指定する市税については、あいち電子調達共同システムでの申請があった時点で、市が申請者の納税状況を調査することに同意したものとしてこれを扱う。
- (3) 入札参加資格審査の結果については、公表することがある。
- (4) 申請は、別に定める常滑市入札参加資格審査申請要領（建設工事、工事関係委託、物品・その他委託）に従い申請するものとする。

別表第1（第1項関係） 発注の種類に応じ入札参加できる許可業種

番号	発注工事の種類	工事の種類に対する許可業種
1	土木一式工事	土木工事業
2	建築一式工事	建築工事業
3	大工工事	大工工事業
4	左官工事	左官工事業
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
6	石工事	石工事業
7	屋根工事	屋根工事業
8	電気工事	電気工事業
9	管工事	管工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
12	鉄筋工事	鉄筋工事業
13	舗装工事	舗装工事業
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
15	板金工事	板金工事業
16	ガラス工事	ガラス工事業
17	塗装工事	塗装工事業
18	防水工事	防水工事業
19	内装仕上工事	内装仕上工事業
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業
22	電気通信工事	電気通信工事業
23	造園工事	造園工事業
24	さく井工事	さく井工事業
25	建具工事	建具工事業
26	水道施設工事	水道施設工事業
27	消防施設工事	消防施設工事業
28	清掃施設工事	清掃施設工事業
29	解体工事	解体工事業

別表第2（第3項関係）別送書類

書類名	区分	摘要
納税証明書 (国税)	建設工事 工事関係委託 物品・その他委託	本店所在地を管轄する税務署で発行のもの ・法人事業者は「法人税」、「消費税及び地方消費税」（その3の3） ・個人事業者は「申告所得税」、「消費税及び地方消費税」（その3の2）
納税証明書 (愛知県税)	建設工事 工事関係委託 物品・その他委託	愛知県の県税事務所で発行のもの ・法人事業者は「法人県民税」、「法人事業税（特別法人事業税、地方法人特別税を含む）」、「自動車税種別割」（未納の税額のこと用） ・個人事業者は「個人事業税」、「自動車税種別割」（未納の税額のこと用） ※愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」
登記事項証明書等	工事関係委託 物品・その他委託	法務局で発行のもの 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 法人事業者のみ
代表者の身元(分)証明書	工事関係委託 物品・その他委託	本籍地の市区町村が証明したもの 日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者証明書の写し 個人事業者のみ
代表者の登記されていないことの証明書	工事関係委託 物品・その他委託	全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口で発行のもの 東京法務局では郵送申請も可能。 個人事業者のみ

※ 共通審査自治体に提出する県税の納税証明書のうち自動車税種別割について、保有する自動車がない等自動車税種別割を支払う理由がない場合でも、自動車税種別割の「未納がないこと」の証明書は交付されるので、法人県民税や個人事業税等と合わせて証明すること。